

平成30年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 平成30年5月24日(木)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	欠席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について  
1件
- 議案第2号 空き家に付随した農地の判断基準について  
1件
- 議案第3号 空き家に付随した農地に適用するか否かの判断について  
1件

8. 事務局 宮原宏一、井上裕太

## 9. 会議の概要

四方田会長  
あいさつ

みなさんこんにちは。職務代理もおっしゃっていましたが、寒暖の差が激しく感じます。昨日は、久しぶりの雨で良いお湿りでした。今後は梅雨の時期を間近に控えて、貴重な晴れ間で農作業も忙しいかと思えます。来月のじゃがいも栽培体験は、収穫も期待できるかなと感じておるところですので、賑やかに収穫祭ができますようにご協力をお願いします。

本日は議案が少ないですが、新たな取り組みに対する議案もございます。慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行いたしますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を四方田会長にお願い致します。

四方田会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は9番、齊藤三恵子委員、1名でございます。

次に議事録署名人に、  
金沢区域担当、田中輝雄委員  
日野沢区域担当、高橋清勝委員をご指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、  
金沢区域担当、田中輝雄委員  
日野沢区域担当、高橋清勝委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	(事務局朗読)
四方田会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員に、対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	21日に大村委員、事務局の3名で確認をしてまいりましたので説明します。案内図をご覧ください。〇〇〇から〇〇地区に進んだ三叉路先、細い道の突き当たりを左に30m程度に申請地はあります。ここは以前宅地分譲で転用のあった場所の横になりまして、そちらには3軒の家が建築中でした。譲渡人も遠方におり、現況の放棄地の状態にあるのであれば、住宅として利用した方がよろしいと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
四方田会長	農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
4番 大村委員	現地につきましては、譲渡人も遠方にすんでおり、土地の整理をしたいとの意向ですので仕方ないと思います。よろしくお願いいたします。
四方田会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
四方田会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。 続きましては、議案第2号、空き家に付随した農地の判断基準について1件を議題といたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)

四方田会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田会長	質疑がございませんので、これより採決致します。 本件は、承認することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
四方田会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件を承認することに決定致しました。 続きまして、議案第3号、空き家に付随した農地に適用するか否かの判断について1件を議題と致します。 事務局に議案の説明をさせます。
事務局	(事務局朗読)
四方田会長	議案書と判断資料として配付された、資料No.1を参考に農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
三沢区域担当 扇原委員	14日に葦原委員、事務局の3人で現地確認を行ってきました。 こちらについては、先の議案で議決いただきました内容をもとに説明いたします。 案内図をご覧ください。場所は、〇〇〇の横を入りまして、〇〇〇を400～500m上がって行った先になります。 資料No.1をご覧ください。①は、植木とお墓があります。③は、植木がたくさん植えられており庭の状態です。①と③については、農機具による復旧は難しいと思います。その他については、ある程度草刈りもされていますし、畑として活用できるような土地ですので、先ほどの議決から見ても問題ないと思います。よろしく願いいたします。
四方田会長	農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
2番 葦原委員	内容については、扇原委員の説明のとおりです。親御さんの時は熱心に耕作されていましたが、申請人について遠方におり、戻ってくる

こともないので土地を処分したいとことです。①と③については重機等が入らないと難しいため、本制度には該当しないと思います。よろしく願いいたします。

四方田会長

これより本件に対する質疑を行います。

5番  
門平委員  
四方田会長

①と③は該当しないということによろしいですか。

現地確認を行った二人からは①と③とその他で分けて審議したほうがいいとの意見です。

三沢区域担当  
扇原委員  
四方田会長

お墓を移す、植木を撤去する話は出ておりますか。

確かに第三者に農地として売りたいとなるとお墓、植木があると問題かと思いますが、事務局にて説明して下さい。

事務局

今回は申請地を空き家に付随した農地として登録をすることの審議です。売買を決定するものではありません。現況を空き家バンクに登録している空き家と併せて、空き家に付随した農地として取得がしやすいように登録をする手続きです。なので、登録されなかった場合には所有者の意向を聞いて指導・相談を行う事になるかと思います。

空き家を買う人が来ないと権利関係は発生しません。買い手が現れた時に農地法3条の申請をして始めて発生します。

ですので、あくまで登録することについて審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

四方田会長

わかりました。

2番  
葦原委員

本人は手放したいと聞いているのですが、お墓等を移転する確約がとれれば、登録できますか。

事務局

確約のみで登録してしまうのは制度を悪用する人もでる恐れがあるので現況で線引きをした方が良くと思います。

四方田会長

質疑がございませんので、これより採決致します。

現地確認をした委員より①と③の農地については、指定が難しいとの意見がありました。つきましては、①と③の2筆、その他の7筆に分けて採決したいと思いますがよろしいですか。

3番  
吉岡委員

申請人は全ての農地を処分したいとのことですが、分けての判断でよろしいですか。

事務局

全て登録してしまうと悪用される恐れも出てきます。  
移住・遊休農地対策としての制度ですので、制度の趣旨からいっても処分したいからすべて登録するものではないという点をご理解いただければと思います。

四方田会長

それでは、①と③の農地について、採決致します。  
①と③の農地を「空き家に付随した農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手なし)

四方田会長

挙手委員なしと認めます。  
よって、①と③の農地については、「空き家に付随した農地」には指定しないこととします。  
続きまして、残りの7筆について採決いたします。残りの7筆を「空き家に付随した農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件を承認することに決定いたしました。  
なお、「空き家に付随した農地」に指定した農地については、指定した旨を告示いたします。  
以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。